

総合教育政策局

総合教育政策局は、

- I. 学校教育・社会教育を通じた総合的かつ客観的根拠に基づく教育政策の推進
- II. 生涯にわたる学び、地域における学び、ともに生きる学びの政策の総合的推進を主なミッションとしています。

特に、

- 1 総合的かつ客観的根拠に基づく教育改革政策の推進
- 2 国際教育の推進
- 3 教師の資質能力向上等
- 4 生涯にわたる学びの推進
- 5 地域学習の推進
- 6 ともに生きる学びの推進

等の政策課題に取り組んでいます。

以下に令和4年度の重要施策等について紹介します。

1

総合的かつ客観的根拠に基づく 教育改革政策の推進

(1) 教育 DX の推進

Society5.0 時代の到来など、社会の在り方が劇的に変わる中、政府全体で DX（デジタル・トランスフォーメーション）に向けた各種取組が推進されており、教育においても、教育の質を高める観点から、「教育 DX」を推進していくことが重要です。

教育 DX を推進する上で重要な柱になる教育データの利活用については、文部科学省の有識者会議において現状と課題、将来の方向性について一定の整理を行い、令和3年3月に論点整理を公表したところであり（「教育データの利活用に係る論点整理（中間まとめ）」）、これを踏まえ、個人情報保護は大前提としながらも、更なる必要な検討や取組を進めてまいります。

また、教育 DX の推進においては、共通の「ルール」と

「ツール」の整備が不可欠です。

共通の「ルール」について、教育データを有効に活用していくためには、データの意味や定義を揃える必要があるため、文部科学省において、文部科学省「教育データ標準」を策定・公表しており、令和2年度には第1版として「学習指導要領コード」及び「学校コード」を公表しました。また、令和3年度には、これまでの制度に基づき学校において普遍的に活用されてきた主体情報を中心に定義し、「教育委員会コード」等も含め、「教育データ標準」（第2版）として公表しました。

「ツール」については、文部科学省において、児童生徒が学校や家庭において、国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題を活用し、学習やアセスメントができる CBT（Computer Based Testing）システムである MEXCBT（メクビット）を開発しています。令和3年12月からは、希望する全国の小・中・高等学校等における活用を開始し、約8500校、約300万人の登録がありました。令和4年度も、更なる利便性向上や機能改善等を行いつつ、デジタルならではの学びの実現につなげていきます。

(2) 全国学力・学習状況調査

EBPM（証拠に基づく政策立案：Evidence-based Policy making）の推進や教育に関する継続的な PDCA サイクルを確立する観点から、全国学力・学習状況調査を活用していただくことが重要です。

本調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、

- ① 全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することによって、国や全ての教育委員会における教育施策の成果と課題を分析し、その改善を図る
- ② 学校における個々の児童生徒への教育指導や学習状況の改善・充実等に役立てる
- ③ そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的として、平成19年度から実施しています。

令和4年度は、4月19日（火）に、小学校6年生と中学3年生の全児童生徒を対象に、教科に関する調査（国語、算数・数学、理科）、質問紙調査を行いました。

教科に関する調査の問題に関しては、「解説資料」「報告書」「授業アイデア例」等を公表予定です。これらにより、本調査の結果の積極的な活用を通じた教育委員会や学校の取組がより充実したものとなるよう支援するとともに、各学校における授業の一層の改善と児童生徒の学習意欲の向上に役立てていただけるように努めてまいります。

また、全国学力・学習状況調査のCBT化については、令和3年7月にワーキンググループでとりまとめられた「最終まとめ」を踏まえ、令和3年度以降、試行・検証に取り組んでまいります。あわせて、令和4年度全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査においても、一部の学校で、20万人程度の児童生徒を対象に、端末を活用したオンラインによる回答方式で、日にちを分散して実施しました。

(3) EBPMの推進

「経済財政運営と改革の基本方針2021」等に基づき、政府全体としてEBPMの推進が求められています。「客観的な根拠を重視した教育政策の推進」を特に留意すべき視点として位置付けた第3期教育振興基本計画の趣旨を踏まえ、文部科学省においては、新型コロナウイルス感染症による影響の検証や、大規模なパネル調査に基づいた、学校満足・意欲、進路、ウェルビーイング・非認知能力についての分析など、政策立案に資するエビデンスの開発のほか、国立教育政策研究所に教育データの分析・研究拠点となる「教育データサイエンスセンター」を新設し、国や自治体の政策・実践に役立つ教育分野の調査データや研究成果・取組事例を共有するプラットフォームの構築を開始するなど、データの利活用を推進する環境の構築といったEBPM推進策に取り組んでいます。

文部科学省においては、引き続き、各地方公共団体における教育政策の立案や学校における取組の改善・充実等が、客観的な証拠に基づいて実施されるよう、取組を推進していきます。

(4) 教育の無償化・負担軽減

誰もが家庭の経済事情に関わらず希望する質の高い教育を受けられることは、大変重要です。また、我が国にお

いては、教育費の負担が少子化の要因の一つとなっており、少子化対策の観点からも、教育の無償化・負担軽減を進めることが不可欠です。

このため令和元年10月から幼児教育・保育の無償化、令和2年4月から真に支援が必要な子供たちを対象とした高等教育の修学支援新制度を実施するなど、消費税財源を活用し、家庭の教育費負担軽減に取り組んでいます。また、高等学校段階においても、令和2年4月に私立高校生に対する高等学校等就学支援金の拡充を行っています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により子供たちの学びの機会が奪われることがないように、各学校段階の特性を踏まえつつ、授業料等を納付することが困難な者への配慮の要請、家計急変世帯の学生等への授業料等の減免、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の給付等の支援を行ってきたところです。

文部科学省としては、教育の無償化・負担軽減を推進するため、関係省庁と連携し、これらの制度の円滑な実施にしっかりと取り組んでまいります。

2

国際教育の推進

グローバル化が加速する社会において持続的な成長・発展を目指すためには、それに対応した教育環境の整備・人材育成の推進が必要不可欠です。

これを踏まえ、文部科学省においては、高校生留学の促進、在外教育施設における教育の充実、外国人児童生徒等への教育の充実等に取り組んでいます。

(1) 高校生留学の促進

第3期教育振興基本計画において、様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成することを目標に掲げていること等を踏まえ、高校生の海外留学をはじめ、グローバル人材の基盤形成に取り組む都道府県を支援しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、高校生の海外留学については大きな影響が出ているところではありますが、文部科学省としては、第3期教育振興基本計画の「令和4（2022）年度に6万人」という政府目標を実現すべく、

令和4年度においても、各種取組を行ってまいります。

具体的には、地方公共団体、学校、民間団体等が主催する海外派遣プログラムへの参加に対し、都道府県を通じて留学費用の一部を支援する事業を実施しており、令和4年度は1,360人の高校生を対象とする予定です。

また、都道府県における高校生留学の機運の醸成を図るため、都道府県が主催する啓発活動や研修の実施、留学相談員の配置に必要な経費を支援することとしています。

さらに、グローバル人材の育成に国を挙げて取り組むため、これら国費による支援に加え、官民協働海外留学支援制度「トビタテ!留学 JAPAN 日本代表プログラム」により、官民協働で日本人留学生を支援しています。平成27年度より高校生コースによる支援を開始し、令和4年度も引き続き留学を支援することとしています。

(2) 在外教育施設における教育の充実

我が国の経済の国際化の進展に伴い多くの日本人が子供を海外に同伴しており、令和3年4月現在、日本人学校に約1.5万人、補習授業校に約1.9万人の子供が通学しています。

文部科学省では、日本人学校や補習授業校の教育の充実・向上を図るため、日本国内の義務教育諸学校の教師を派遣するとともに、退職教師をシニア派遣教師として、正規に採用される前の若手教師をプレ派遣教師として派遣しています。現在、令和5年度及び6年度に、新たに日本人学校等に派遣する教師の募集を行っています。

また、派遣教師の魅力を高めるために取り組んでいる「トビタテ!教師プロジェクト」(平成29年度～)を立ち上げ、帰国教師の能力や知識、経験を国内の教育に還元・共有するため、帰国教師間のネットワーク作りに取り組んでいます。

さらに、これまで学校教育法第1条に定める学校(小学校、中学校、高等学校等)に実施が限られていた教育実習について、平成31年4月から、日本人学校及び私立在外教育施設においても可能となり、令和元年度にはジャカルタ日本人学校において、また、令和3年度にはソウル日本人学校において、令和2年度には香港日本人学校において教育実習が行われました。

教育環境の整備については、義務教育教科書の無償給与、教材の整備、通信教育の実施などを行っています。これに加えて「選ばれる在外教育施設づくり」に向けた教育

プログラムの開発支援や在外教育施設の運営を支援する在外教育施設アドバイザーの設置などの支援を行っています。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、国内待機となった派遣教師に対する在勤基本手当及び国内の住居手当を創設しました。令和3年度においても、まずは在勤地への速やかな教師派遣に取り組むとともに、派遣教師が国内待機となった場合にはこれらの手当の支給を行い、派遣教師をサポートしていきます。

(3) 外国人児童生徒等への支援

外国人児童生徒や、保護者の国際結婚などによって日本国籍であっても日本語指導を必要とする児童生徒の増加等により、公立学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒は5万人を超え、その数は増加傾向にあります。

このような状況を踏まえ、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月23日閣議決定)に基づき、外国人の子供の就学促進等について地方公共団体が講ずべき事項を取りまとめた「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を策定し、同年7月に通知しました。

文部科学省では、外国人の子供の就学を促進するため、就学状況等に関する調査や、学校外における日本語指導・教科指導等の取組を行う地方公共団体への支援を拡充します。

また、学校における指導体制の整備充実のため、令和8年度までに日本語指導が必要な児童生徒18人に対して1人の教員が基礎定数として措置されるよう、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の規定に基づいた着実な改善を図るとともに、公立学校における帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな指導・支援体制を整備する地方公共団体への補助事業において、日本語指導補助者や母語支援員の派遣、多言語翻訳システム等ICTを活用した取組、外国人高校生等に対して日本語指導に限らずキャリア教育や居場所づくりなども含めた包括的な支援についても引き続き実施します。

また、令和2年度には、外国人児童生徒等の指導を担う教師が、必要な知識を得られるような研修用動画コンテンツと、来日・帰国したばかりの外国人児童生徒等や保護者が日本での学校生活等について理解を深められるよう多

言語による動画コンテンツを作成しました。これらコンテンツについては、文部科学省ホームページにおいて公開しています。(URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm)

加えて、日本語指導のための「特別の教育課程」編成について、令和5年度から高等学校においても制度化するとともに、高等学校における日本語指導の充実を図るため、学校の体制づくりや指導のためのガイドラインを作成します。更には、日本語能力把握の先進事例の調査や、評価方法に関する予備的研究を実施します。

その他、引き続き外国人児童生徒等の集住・散在地域におけるそれぞれの課題を解決するため、先進的な教育プログラムの開発のための実践的な研究事業を推進するほか、教育委員会へのアドバイスや教員研修の充実のため、「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣、外国人の子供の就学状況等調査を実施します。また、外国人児童生徒等教育支援のための情報検索サイト「かすたねっと」についても、よく閲覧されている教材・資料を分かりやすく表示する機能の追加などの充実を図ってまいりますので、こちらも是非御活用ください。

(URL：<https://casta-net.mext.go.jp/>)



3

教師の資質能力の向上等

教育は人なりと言われるように、学校教育の成否は教師の資質能力にかかっています。子供たちの成長を担う教師は、時代の背景や要請を踏まえつつ、主体的に資質能力の向上を図り続けることが求められています。

(1) 中央教育審議会における議論について

現在、中央教育審議会において、令和3年3月に文部科学大臣から諮問した「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」に基づき、基本的なところまで遡った検討が行われています。

諮問事項は、①教師に求められる資質能力の再定義、②多様な専門性を有する質の高い教職員集団の在り方、③教員免許の在り方・教員免許更新制の抜本的な見直し、④教員養成大学・学部、教育大学院の機能強化・高度化、⑤教師を支える環境整備です。

このうち、教員免許更新制の抜本的な見直しについては、前期中央教育審議会における議論も踏まえ、令和3年11月に、現職研修の充実や教員免許更新制の発展的解消等の内容が盛り込まれた「『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて（審議まとめ）」がとりまとめられました。

その他の検討事項、すなわち、養成、採用、社会人等の登用促進、研修についても、引き続き審議会において専門的な議論が深められています。

(2) 新たな教師の学びの姿の実現に向けて（現職研修の充実と教員免許更新制の発展的解消等）

先述の審議まとめを踏まえ、グローバル化や情報化の進展により教育を巡る状況の変化が速度を増している中で、教師自身も高度な専門職として新たな知識技能の修得に継続的に取り組んでいく必要が高まっていることから、新たな教師の学びの姿を実現するため、これまでの教員免許更新制の成果を継承しつつ、新しい形で教師の研修を充実する「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案」を第208回通常国会へ提出しました。(令和4年3月時点)

本改正により、教師一人一人に合った個別最適な学びを実現したいと考えています。

(3) 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の在り方について

優れた知識経験等を有する社会人等を教師として迎え入れることは、学校教育の多様化や活性化を図るために重要です。

教員免許状を持っていない社会人等を学校現場に迎え入れるための仕組みとしては、特別非常勤講師制度や特別免許状があります。

特別非常勤講師制度は、届出により教員免許状を有しない講師を非常勤として登用し、教科の領域の一部を担当さ

せることができるものです。また、特別免許状は、専門的な知識経験や技能を有する者が、都道府県教育委員会の行う教育職員検定に合格した場合に授与されるものであり、これによって特定の教科の全部を担当することができます。

文部科学省においては、「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」を見直し、オリンピック等国際大会に出場したアスリート、国際的なコンクールの参加者、博士号取得者など専門的な分野での実績を有する者や、特別非常勤講師制度を活用して勤務した者などをはじめ、多様な経験を有する者への特別免許状の活用が一層進むよう、令和3年5月に同指針を改訂しました。

各教育委員会においては、これら制度の活用も視野に入れながら、優れた知識経験等を有する社会人等の登用について積極的な検討をお願いします。

4

生涯にわたる学びの推進

(1) 生涯にわたる多様な学習機会の提供

「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育や家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、ボランティア活動、企業内研修、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。

文部科学省は、「教育基本法」の精神にのっとり、国民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を目指して、生涯学習の振興に取り組んでいます。以下では、生涯学習の機会の整備に関する具体的な取組について紹介します。

放送大学では、BS デジタル放送やインターネット等を活用して、大学教育の機会を幅広く国民に提供しています。放送大学の学生は職業・年齢・地域を問わず多様であり、現在約9万人が学んでいます。放送大学では、社会人の方々がキャリアアップや専門性を高めるために、学芸員や公認心理師・認定心理士などの資格に対応する科目を開講しているほか、教師向けの小学校の外国語指導力向上のため

の科目、小学校プログラミング教育指導に対応した講座（平成31年4月開始）や、数理・データサイエンス・AI 人材の育成に資する講座を実施しています。さらに、全国に学習センター等を設置して学生の学習を支援するとともに、地域の生涯学習の振興にも寄与しており、我が国の生涯学習の中核的機関として大きな役割を担っています。

また、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育のうち社会教育上奨励すべきものを文部科学大臣が認定し、その普及・奨励を図っています。令和4年3月末現在、文部科学省認定社会通信教育は26団体110課程であり、令和3年の延べ受講者数は約65万8,000人となっています。

民間教育事業者や教育分野で活動を行うNPO法人などの民間団体は、国民の多様な学習活動を支える上で大きな役割を果たしており、ますます重要なものになっています。

このほか、文部科学省では、高等学校を卒業していない者などに対して高等学校卒業者と同程度以上の学力があることを認定する高等学校卒業程度認定試験を実施しています。この試験の合格者には、大学等の入学資格が付与されるとともに、就職などの機会においても学力を証明する手段として活用されています。令和3年度における受験者数は1万7,704人、合格者数は8,097人となっています。出願者のうち約半数を高等学校中途退学者が占めており、出願者の約半数は大学等への進学を目的としています。また、令和2年度からは、高等学校中退者等を対象に学習相談や学習支援を行う地方公共団体への補助事業を実施しています。

加えて、第11期中央教育審議会生涯学習分科会において、「命を守る生涯学習・社会教育」という視点を打ち出した第10期議論の整理を踏まえつつ、人生100年時代やSociety5.0の到来、DXの急速な進展、新型コロナウイルス感染症など社会の急速な変化に対応するための今後の生涯学習・社会教育の在り方や果たしうる役割、具体的な推進方策について審議を行っています。

(2) リカレント教育の推進

社会の変化が激しくなる今後の時代においては、学校を卒業し、社会人となった後も、大学等で更に学びを重ね、新たな知識や技能、教養を身に付けることが必要です。令和3年6月にとりまとめられた「経済財政運営と改革の基本

方針 2021」や「成長戦略実行計画」では、リカレント教育を拡充することが求められています。

こうした動きも踏まえ、文部科学省では、大学・専修学校等における実践的なプログラムの開発・拡充や社会人が学びやすい環境の充実に努めています。

具体的には、大学等における創造的な発想をビジネス等につなぐ教育プログラムの開発、産学協働による人材育成システムの構築、放送大学における実践的な講座のインターネット配信・認証等の取組、専修学校におけるリカレント教育の実践モデルの開発、大学や専修学校等における企業等との連携による実践的・専門的な短期プログラムの文部科学大臣の認定（職業実践力育成プログラム（BP）、キャリア形成促進プログラム）のほか、新たに①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、就業者・失業者・非正規雇用労働者等に対し、デジタル・グリーン等成長分野を中心に就職・転職支援に向けた社会のニーズに合ったプログラムを実施する取組や、②大学間の高度な連携や、産官学金による地域連携プラットフォームの構築等を行うことで、地域の資源を総結集した教育プログラムを構築し、地域発イノベーションを担う人材を育成する取組等を推進しています。また、女性の学びとキャリア形成・再就職支援を一体的に行う仕組み作りを行うとともに、リカレント教育の講座情報等を提供するポータルサイト「マナパス」の整備を進めています。これらの施策を推進することで、リカレント教育の抜本的拡充に取り組んでいます。

(3) 専修学校教育の振興

専修学校は、柔軟で弾力的な制度の特色を生かして、社会の変化に即応した実践的な職業教育を行う中核的機関として、産業界を支える職業人の養成に大きな役割を果たしてきました。

中でも専門課程（専門学校）は、高等教育機関の重要な一翼を担うとともに、多様なキャリア形成を担う職業教育機関としても高く評価されており、令和2年度からの高等教育の修学支援新制度の対象にもなっています。また、高等課程（高等専修学校）においては、高等学校と並ぶもう一つの後期中等教育機関として、幅広い職業教育や個に応じた手厚い教育が実施されています。

社会の高度化・複雑化が進み、実践的に活躍する専門職業人を養成する専修学校の役割がますます重要になって

いく中、文部科学省では、専修学校における地域の中核的人材養成に向けた産学官連携の取組等に対する支援や、「職業実践専門課程」を中心とした専修学校教育の質の保証・向上の推進など様々な振興策に取り組んでいます。

5

地域学習の推進

人口減少や高齢化をはじめとする急速な社会経済環境の変化や取り組むべき課題の複雑化を受け、今後、我が国の地域社会においては、住民主体でこれらの課題や変化に対応することが求められています。また、各地域において地域固有の魅力や特色を改めて見つめ直し、その維持発展に取り組むことが期待されているところです。こうした中で、地域における学びは、一人一人の知的欲求の充足や自己実現に寄与するとともに、住民相互のつながりの形成の促進、地域の持続的発展にも資することから、より一層重要になっています。文部科学省としては、以下のように、地域における学びの推進に努めています。

(1) 地域における学びを推進する専門人材 (社会教育主事・社会教育士)

社会教育法に基づき、教育委員会に置かれている社会教育主事は、社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を援助する役割を果たしています。

また、令和2年度からは、社会教育主事講習等の学習成果が、教育委員会事務局や首長部局、企業、NPO等の社会教育に携わる多様な主体の中で広く活用されるよう、社会教育主事講習を修了した者、大学において省令に定められた科目の単位をすべて修得した者は「社会教育士」と称することが可能となりました。

文部科学省では、これらの社会教育の専門人材が、社会教育行政のみならず、環境や福祉、まちづくり等の様々な分野において、多様な主体と連携・協働し、学習活動の支援を通じた地域の課題解決に積極的に取り組むことができるよう、社会教育主事の養成の充実や社会教育士等の

取組事例や成果を具体的に紹介するなど、活躍を推進しています。

(社会教育士特設サイトURL: https://www.mext.go.jp/a_menu/01_1/08052911/mext_00667.html)



終まとめ～学校と地域が協働する新しい時代の学びの日常に向けた対話と信頼に基づく学校運営の実現～

URL: https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/163/toushin/mext_00001.html)



(2) 学校、家庭、地域の連携・協働

① コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)と地域学校協働活動の一体的推進

新学習指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」の実現には、学校教育を学校内に閉じずに、地域の人的・物的資源を活用しながら教育課程を実施することが重要です。

また、子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、学校のみならず、家庭、地域と連携した教育の実現が不可欠です。

文部科学省では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、学校と地域住民等が目標やビジョンを共有し、一体となって子供たちを育む学校づくりを実現するため、「コミュニティ・スクール」の導入を推進しており、全ての公立学校に学校運営協議会が設置されることを目指しています。

また、「社会教育法」に基づき、幅広い地域住民等の参画により、地域全体で子供たちの学びや成長を支える様々な活動である「地域学校協働活動」を推進しており、全ての小中学校区において地域学校協働活動が実施されることを目指しています。

こうした中、文部科学省では「コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議」を設置し、今後のコミュニティ・スクールの在り方について有識者による検討を行い、令和4年3月に最終まとめをとりまとめました。最終まとめでは、コミュニティ・スクールは全ての学校に必要であることから、導入を促進すること、導入後も質の向上に取り組む等の方向性が示されています。この最終まとめに示された推進方策を実行し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進め、未来を担う子供たちの成長を地域全体で支える社会の実現を目指します。

(コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議最

② 家庭教育支援の推進

家庭教育支援については、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、支援が届きにくい家庭に支援を届けるアウトリーチ型支援を含め、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進していきます。

(3) 読書・体験活動の推進

① 読書活動の推進

読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、人生を深く生きる力を身に付ける上で欠かせないものです。文部科学省は「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、広く読書活動に対する国民の関心と理解を深めるため、4月23日を「子ども読書の日」としてキャンペーンを行うなど、様々な取組を実施しています。

地域における読書活動については、図書館が「地域の知の拠点」として住民にとって利用しやすく、身近な施設となるための環境の整備を進めており、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づき、施設・設備や読み聞かせ等のサービスの充実の推進に努めています。

学校図書館の整備充実については、令和4年度から8年度までを対象とする第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定し、学校図書館図書標準の達成や、計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備と学校司書の配置拡充に必要な経費として、5か年で2,400億円の地方財政措置を講じることとしています。



(子ども読書の日ポスターデザイン)

② 体験活動の推進

青少年の体験活動は人づくりの「原点」であり、学校・家庭・地域が連携して社会総がかりでその機会を創出していくことが必要です。文部科学省では、家庭や企業などに対して体験活動の重要性等について普及啓発を行うとともに、学校・家庭・地域における体験活動を推進しています。具体的には、体験活動の機会を充実させるための事業を実施するとともに、体験活動に関する普及啓発や調査研究、民間企業が実施する優れた取組に対する顕彰事業を実施しています。

また、独立行政法人国立青少年教育振興機構においては、全国28か所の教育施設で、それぞれの立地条件を生かした特色ある活動を展開し、生きる力の育成に必要な自然体験活動、集団宿泊活動をはじめ、多様な体験活動の機会を提供しています。さらに、未来を担う夢を持った子供の健全育成を進めるため、「子どもゆめ基金」事業を通じて民間団体による様々な体験活動や読書活動などを助成し、草の根レベルの体験活動等を支援しています。

6

ともに生きる学びの推進

(1) 男女共同参画の推進

文部科学省では、「第5次男女共同参画基本計画 ～す

べての女性が輝く令和の社会へ～」(令和2年12月25日閣議決定)に基づき、男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実を推進しています。

男女が共に仕事と家庭、地域における活動に参画し、活躍できるような社会の実現を目指すためには、個人の可能性を引き出すための学びが必要とされています。このため、文部科学省では、令和2年度から、「女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業」として、多様な年代の女性の社会参画を推進するため、関係機関との連携の下、キャリアアップやキャリアチェンジ等に向けた意識醸成や相談体制の充実を含め、学習プログラムの開発等、女性の多様なチャレンジを総合的に支援するモデルの開発や普及啓発を行っています。

また、小・中学生を対象に、男女の尊重や、自分を大事にすること、固定的な性別役割分担意識解消への理解を深める教材(令和3年度作成)を活用して、モデル事業において事例の収集を行い、その普及を図ります。

さらに、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」(令和2年6月)を踏まえ、子供の発達段階等に応じ、生命(いのち)を大切に、性犯罪等の当事者にしないための「生命(いのち)の安全教育」に取り組んでいます。令和4年度も令和3年度に引き続き「生命(いのち)の安全教育推進事業」として、内閣府と共同で作成した「生命(いのち)の安全教育」の教材等を活用した指導モデルを作成し、新たに指導事例の収集を行います。

「生命(いのち)の安全教育」の教材及び指導の手引き等は、文部科学省ホームページに掲載しておりますので、積極的な活用について御協力をお願いします。

(URL:https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html)



(2) 障害者の生涯を通じた学習活動の充実

障害者の生涯学習の機会の確保を規定した「障害者の権利に関する条約」の批准や、「障害者差別解消法」の施行等を踏まえ、障害者が、生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境や、誰もが障害の有無にかかわらず、共に学び、生きる共生社会の実現に向けて、地域における学びの場を整備・拡大することが求められています。

文部科学省では、従前より学校から社会への移行期や人生の各ステージにおける効果的な生涯学習プログラムの開発、実施体制等に関する実践研究及び、生涯を通じた共生社会の実現に関する調査研究に取り組み、その研究成果を普及しています。

令和3年度は、都道府県が中心となり市区町村や大学、特別支援学校、社会福祉法人等が参画する「地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築」を4道県において、市区町村と民間団体が連携して障害者を包摂する生涯学習プログラムを開発する「地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進」の実践研究を18団体で実施しました。さらに、実践研究事業の成果の普及や、障害理解の促進、実践者同士の学び合いによる担い手の育成、障害者の学びの場の拡大を目的として、「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を全国7ブロック8か所で開催しました。

令和4年度のブロック別コンファレンスの開催案内やこれまでの実践研究成果は、文部科学省ホームページに随時掲載していきます。

(URL:https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index.htm)



令和4年度は、新たに大学・専門学校等において、特別支援学校高等部卒業後も学び続けることができる生涯学習プログラムを開発・実施します。

また、社会教育と特別支援教育、障害者福祉等の各分野において障害者の生涯学習推進を担う人材、及び各分野をつなぐ中核的人材の育成に向けて、「障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会」を設置し議論を重ね、令和4年3月に障害者の生涯学習推進を担う人材が身に付けるべき専門性や役割の整理等を行いました。

(3) 学校安全の確保

近い将来に発生が懸念されている首都直下地震や南海トラフ巨大地震、激甚化・頻発化する豪雨、台風などの計り知れない自然災害のリスクに直面しています。また、登下校中を含めた学校における事件・事故、SNSの利用による犯罪など子供の安全を脅かす様々な事案も次々と顕在化し

ています。

このような中、学校において児童生徒等が生き生きと活動し、安心して学べるようにするためには、安全の確保が保障されることが不可欠です。

また、児童生徒等は守られるべき対象であることにとどまらず、学校教育活動全体を通じ、自らの安全を確保することのできる基礎的な資質・能力を継続的に身に付け、自ら進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるようになることが求められます。

このため、今後5年間（令和4年度から令和8年度）における学校安全に係る基本的方向性と具体的な方策を示す「第3次学校安全の推進に関する計画」（令和4年3月閣議決定）を策定しました。

第3次計画では、①学校安全の中核を担う教職員の位置づけなどの学校安全に関する組織的取組の推進、②家庭、地域、関係機関等との連携・協働による通学路の安全確保を含めた学校安全の推進、③ネット上の有害情報対策等の現代的課題への対応を含めた学校における安全に関する教育の充実、④専門家と連携した点検・対策の強化やヒヤリハット事例の活用などの学校における安全管理の取組の充実、⑤データ等を用いた科学的なアプローチによる事故予防等学校安全の推進方策に関する横断的な事項等を推進することとしています。

各学校においては、安全で安心な学校環境の整備や組織的な取組を一層充実させるとともに、安全教育を通じ、児童生徒等にいかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために自ら適切に判断し主体的に行動する態度の育成を図ることが重要です。

学校安全の取組は、安全に関する資質・能力を身に付けた児童生徒等が将来社会人となり、様々な場面で活躍することを通じて、社会全体の安全意識の向上や安全で安心な社会づくりに寄与するという点でも極めて重要な意義があります。子供が心身ともに健やかに育つことは、国や地域を問わず、時代を越えて、全ての人々の願いです。本計画を踏まえ、関係者や関係機関が全力で学校安全の取組を実施し、安心で安全な学校づくり、社会づくりを推進します。

(4) ハンセン病に対する差別・偏見の根絶

文部科学省では、熊本地方裁判所におけるハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決（令和元年6月28日）や「ハン

セン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」(令和元年7月12日閣議決定)を踏まえ、関係省庁と連携・協力し、患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権教育などに取り組んでいます。

省内の「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム」ではハンセン病の元患者やその御家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するため、有識者ヒアリングや関係施設の視察等を含めた検討を進め、令和3年9月に議論を踏まえた当面の取組をまとめました。

また、関係省庁間の連携の下で一体的に施策を進めるため、厚生労働省や法務省と協力して、厚生労働省作成のパンフレット「ハンセン病の向こう側」や法務省作成の人権啓発動画及び冊子「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」などの資料の活用・促進を依頼しています。

加えて、独立行政法人教職員支援機構と調整し、同機構が提供する校内研修用の動画コンテンツの一環として、ハンセン病問題に係る講義動画を作成しました。この動画は、学校でハンセン病問題にかかる教育に真摯に取り組んでこられた校長先生による講義を収録しており、学校等での校内研修等への活用を促進しています。今後とも、御家族の皆様との協議も踏まえながら、厚生労働省や法務省等の関係省庁とも連携し、ハンセン病の患者・元患者や御家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するための取組の一層の充実を図ってまいります。

(5) 子供の貧困対策の推進

平成26年1月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行以降、政府は、子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境の整備に努めてきたところです。令和元年6月には同法が改正され、新たに市町村にも貧困対策計画策定の努力義務が課されるとともに、教育の機会均等が図られるべき趣旨が明確化されました。

また、同法改正等を踏まえ、令和元年11月には、政府として総合的に子供の貧困対策を推進するための基本的な施策を定めた、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

新たな大綱では、子供の貧困対策を総合的に推進するに

当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証し評価するため、スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合や子供の貧困率等の39の指標を設定し、貧困の実態をより多面的に捉えられるようにしています。あわせて、これらの指標の改善に向けて、「教育の支援」等の事項ごとに、当面取り組むべき重点施策を掲げています。

文部科学省としては、本大綱も踏まえ、

- ・幼児期から高等教育段階までの切れ目のない形での教育費負担軽減
 - ・貧困等に起因する学力課題の解消のための教員定数の加配措置やスクールソーシャルワーカーの配置充実等の「学校をプラットフォームとした子供の貧困対策」
 - ・地域住民等の参画による放課後等の学習支援や、高校中退者等に対する学習相談・学習支援の促進等の「地域の教育資源を活用した子供の貧困対策」
- 等に引き続き、取り組んでいきます。